

議案第 3 号

あきる野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 2 0 日

提出者 あきる野市長 中 嶋 博 幸

提案理由

あきる野市議会議員の報酬の額について、議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員の全ての職について引き上げを行うため、規定を整備する必要がある。

あきる野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例

あきる野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成 7 年あきる野市条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の表中「5 1 0， 0 0 0 円」を「5 3 0， 0 0 0 円」に、「4 5 6， 0 0 0 円」を「4 7 4， 0 0 0 円」に、「4 4 1， 0 0 0 円」を「4 5 9， 0 0 0 円」に、「4 3 3， 0 0 0 円」を「4 5 0， 0 0 0 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。